

じゅう よう じ こう せつ めい しょ  
重 要 事 項 説 明 書

なかもずホーム1

ヴィラージュあゆみ (きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令171号）第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

## 1 共同生活援助サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 ころの窓
代表者氏名	理事長 田中 研吾
所在地 (連絡先)	堺市東区日置荘西町8丁1番1号 事務局 電話話：072-286-2260 F A X：072-286-2268
法人設立年月日	2003（平成15）年10月1日

## 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヴィラージュあゆみ なかもずホーム1
サービスの 主たる対象者	知的障がい者 精神障がい者
堺市指定 事業所番号	共同生活援助助 2726500040号（平成18年10月1日指定）
管理者	金野恵美子
サービス管理責任者	金野恵美子、石井啓史、西尾智樹
主たる事業所 所在地及び 住居所在地	(主たる事業所所在地) 堺市東区大美野165-3番地3-105 (住居所在地) 堺市北区中百舌鳥町2丁308-1
連絡先 相談担当者名	電話・F A X：072-286-2260 金野恵美子
利用定員	5名
開設年月日	2014（平成26年）年4月1日

じぎょう もくてき うんえいほうしん  
 (2) 事業の目的および運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	りようしゃ い し およ じんかく そんちよう つね とうがいりようしゃ たちば 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に た た だ せ せ つ し て い き よ う どう せ い か つ え ん じ ょ て い き よ う か く ほ 立った適切な指定共同生活援助の提供を確保するとともに、 ち て き し ょ う が い し ゃ ち い き せ い か つ じ り つ む し え ん 知的障害者の地域生活への自立に向けての支援すること。
うんえいほうしん 運営方針	にゆうきよしゃ ちいきしゃかい ゆた じりつ せいかつ しえん 入居者が地域社会で豊かに、自立した生活ができるよう支援して いく。

きょうどうせいかつじゆうきよ こうぞう せつび  
 3 共同生活住居の構造・設備について

こうぞう  
 (1) 構造

こう 構	ぞう 造	もくぞう かいだて 木造2階建
し き ち 敷 地	め ん せ き 面 積	397.08 <sup>へいほうめーとる</sup> m <sup>2</sup>
の べ ゆ か 延 床	め ん せ き 面 積	291.09 <sup>へいほうめーとる</sup> m <sup>2</sup>

せつび  
 (2) 設備

せつび しゅるい 設備の種類	へ や か ず 部屋数	び 備	こう 考
きよしつ 居室	しつ 5室	きよしつ <sup>へいほうめーとる</sup> 居室A 9.00 m <sup>2</sup>	しゅうのう <sup>へいほうめーとる</sup> 収納スペース 1.67 m <sup>2</sup>
リビング ダイニング	しつ 1室	<sup>へいほうめーとる</sup> 28.38 m <sup>2</sup>	
だついしつ 脱衣室	しつ 1室	<sup>へいほうめーとる</sup> 4.31 m <sup>2</sup>	
トイレ	しつ 2室	<sup>へいほうめーとる</sup> トイレ1 1.69 m <sup>2</sup> <sup>へいほうめーとる</sup> トイレ2 (車いす用) 3.54 m <sup>2</sup>	
よくしつ 浴室	しつ 1室	<sup>へいほうめーとる</sup> 3.2 m <sup>2</sup>	
スタッフルーム	しつ 1室	<sup>へいほうめーとる</sup> 12.98 m <sup>2</sup>	

しよくいんたいせいとう  
**4 職員体制等について**  
 かくしよくしゆ しよくむ ないよう  
**(1) 各職種の職務の内容**

職 種	職 務 内 容
管 理 者	<p>かんりしや しよくいん かんり していきようどうせいかつえんじょ りよう もう こみ かかる  <b>管理者は、職員の管理、指定共同生活援助の利用の申し込みに係る</b>          ちょうせい ぎょうむ じっしじょうきよう はあく その た かんり いちげんてき  <b>調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、</b>          ほうれいとう きてい していきようどうせいかつえんじょ じっし かん じぎょうしよ  <b>法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所</b>          しよくいん たいしじゆんしゆ ひつよう しきめいれい おこな  <b>の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。</b></p>
サービス管理責任者	<p>てきせつ ほうほう りようしや ゆう のうりよく お かんきようおよ  <b>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び</b>          にちじょうせいかつぜんばん じょうきようとう ひよつか つう りようしや きぼう せいかつ くだい  <b>日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題</b>          とう はあく い か おこない りようしや じりつ  <b>等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した</b>          にちじょうせいかつ いたなむ しえん うえ てきせつ しえんないよう  <b>日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を</b>          けんとう  <b>検討します。</b></p> <p>およ しえんないよう けんとうけつか もと じぎょうしよ ていきよう  <b>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する</b>          していきようどうせいかつえんじょいがい ほけんいりよう また た ふくし  <b>指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス</b>          とう れんけい ふく りようしや せいかつ たい いこう そうごうてき しえん ほうしん  <b>等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、</b>          せいかつぜんばん しつ こうじょう くだい していきようどうせいかつえんじょ もくひよう  <b>生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標</b>          および たつせい じ き していきようどうせいかつえんじょ ていきよう うえ りゆういじこうなど  <b>及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を</b>          きさい きょうどうせいかつえんじょけいかく げんあん さくせい  <b>記載した共同生活援助計画の原案を作成します。</b></p> <p>きょうどうせいかつえんじょけいかく げんあん ないよう りようしや たい せつめい ぶんしよ  <b>(3) 共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により</b>          りようしや どうい え うえ さくせい きょうどうせいかつえんじょけいかく きさい しよめん  <b>利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面</b>          りようしや こうふ  <b>を利用者に交付します。</b></p> <p>きょうどうせいかつえんじょけいかく さくせいご きょうどうせいかつえんじょけいかく じっしじょうきよう はあく  <b>(4) 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握</b>          りようしや けいぞくてき ふくむ おこな  <b>（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、</b>          すく かげつ かいじょう きょうどうせいかつえんじょけいかく みなお おこな ひつよう  <b>少なくとも6ヶ月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要</b>          おう きょうどうせいかつえんじょけいかく へんこう  <b>に応じて共同生活援助計画を変更します。</b></p> <p>りようもうしこみしや りよう さい しょう ふくし ぎょうしやとう たい  <b>(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する</b>          しょうかいとう りようもうしこみしや しんしん じょうきよう じぎょうしよいがい  <b>照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における</b>          していしょう ふくし とう りようじょうきようとう はあく  <b>指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</b></p> <p>りようしや しんしん じょうきよう お かんきょうとう て りようしや じりつ  <b>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立</b>          にちじょうせいかつ いたなむ ていきてき けんとう  <b>した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、</b>          じりつ にちじょうせいかつ いたなむ みと りようしや たいし  <b>自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、</b>          ひつよう しえん おこな  <b>必要な支援を行います。</b></p> <p>た しよくいん たい ぎじゆつしどうおよ じよげん おこな  <b>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</b></p>

しよくしゆ種 職	しよくむないよう 職務内容
せいかつしえんいん 生活支援員	せいかつしえんいん しよくじ ていきよう せいかつじよう そうだんおよびにゆうよくとう かいごとう 生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、前号に規定する世話人と協同して、適切に援助します。
やかんしえんいん 夜間支援員	やかんしえんいん しゆうしんじゆんび かくにん ねがえり はいせつとう しえん おこな 夜間支援員は、就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。

しよくいんはいち  
(2) 職員配置

しよくしゆ種 職	いんずう 員数	じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤		び 備	こう 考
		せんじゆう 専従	けんむ 兼務	せんじゆう 専従	けんむ 兼務		
か 管 理 者	1		1				
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	3		3				
せ わ に ん 人	9		3		6		
せいかつしえんいん 生活支援員	7		3		4		
やかんしえんいん 夜間支援員	7		3		4		

きんむたいけい  
(3) 勤務体系

しよくしゆ種 職	きん 勤	む 務	たい 体	けい 系
か 管 理 者	げつ 月	にち 日	ど (土)	8:30~17:00
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	げつ 月	にち 日	ど (土)	8:30~17:00
せ わ に ん 人	げつ 月	にち 日		6:30~9:30 16:00~20:00
せいかつしえんいん 生活支援員	げつ 月	にち 日		6:30~9:00 16:00~20:00
やかんしえんいん 夜間支援員	げつ 月	にち 日		20:00~6:30

5 提供するサービスの内容及び料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
<p>共同生活援助 計画の作成</p>	<p>利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。</p>
<p>利用者に対する相談</p>	<p>利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。</p>
<p>食事の提供</p>	<p>食材宅配サービスより提供される献立を世話人が調理を行う他、栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。（食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。）</p>
<p>健康管理・ 金銭管理の援助</p>	<p>・生活支援員・世話人等により観察、疾病予防、健康管理を行います。 緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。 ・生活費の管理方法や使用方法等について必要に応じて相談支援を行います。</p>
<p>余暇活動の支援</p>	<p>地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てるとともに、余暇活動として地域行事の情報を提供し、参加を促進します。</p>
<p>緊急時の対応</p>	<p>サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。</p>
<p>日中活動の場等との連絡・調整</p>	<p>日中、他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。</p>
<p>財産管理等の 日常生活に必要な援助</p>	<p>食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。</p>
<p>夜間における 支援</p>	<p>夜間において支援を行うものを配置し、就寝準備の確認、寝返りや排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。</p>
<p>体験利用に おける支援</p>	<p>契約を希望されている方に、生活上の不安を解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。</p>

りょうきん  
(2) サービス料金

りょうりょうきん じひょう たんい えん  
利用料金は、次表のとおりです。 1単位=10.8円

	くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん 区分2	くぶん 区分1以下
りょうりょう 利用料	えん 6,480円	えん 4,925円	えん 4,018円	えん 3,208円	えん 2,030円	えん 1,847円
りょうしゃふたながく 利用者負担額	えん 648円	えん 492円	えん 402円	えん 321円	えん 203円	えん 185円

たいけんりょう ばあい じひょう  
※体験利用の場合は、次表のとおりです。

	くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん 区分2	くぶん 区分1以下
りょうりょう 利用料	えん 7,744円	えん 6,145円	えん 5,195円	えん 4,428円	えん 3,132円	えん 2,948円
りょうしゃふたながく 利用者負担額	えん 774円	えん 615円	えん 519円	えん 443円	えん 313円	えん 295円

ていきょう りょうきん りょうしゃふたながく  
＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

ていきょう こうせいろうどうしやう こくじ たんか りょうりょう はっせい  
提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

りょうしゃふたん げんざい りょう しよとく ちやくもく し く み わり ていりつふたん しよとく  
利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に  
おうじたふたんじようげんげつがく せつてい  
応じた負担上限月額の設定）となっています。

ていりつふたん じつびふたん ていしよとく ほう はいりよ けいげんさく こう  
定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

しやう ふくし ていりつふたん しよとく おう ふたんじようげんげつがく せつてい つき りょう  
※障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用  
したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

かいごきゆうふひなど じぎしやうしや だいいじゆりやう おこな りょうしや しやうかんばらい きほう ばあい  
※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合  
は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」  
こうふ 「りょうしゆうしよ」 そ す しちやうそん かいごきゆうふひなど しきゆう りょうしやふたん  
を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担  
がく のぞ しんせい  
額を除く)を申請してください

かさんこうもく  
【加算項目】

じぎやうしよ たいせい かひやう りょうきん かさん  
①事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

かさんこうもく 加算項目	じやうけんとう 条件等	りょうりょう 利用料			りょうしゃふたながく 利用者負担額	ないよう 内容
		くぶん 区分2 以下	くぶん 区分3	くぶん 区分4以上		
やかんしえんとう 夜間支援等 たいせいかさん 体制加算	にんはく 10人泊	えん 972円	えん 1220円	えん 1458円	左記の1割	やかん れんらく しえんたいせい かくほ 夜間の連絡・支援体制が確保さ ばあい りょう1にち れていた場合、利用1日につき かさん 加算されます。
	にんはく 9人泊	えん 1069円	えん 1339円	えん 1609円		
	にんはく 8人泊	えん 1209円	えん 1512円	えん 1814円		



	くぶん い か 区分3以下	えん 1,944円	くわえて 加えて、より手厚いサービスを提供した ばあい りょう にち かさん 場合、利用1日につき加算されます。
--	------------------	--------------	---

## 6 その他の費用について

ない 内	よう 容	りょう 料	きん 金
や ち ん 家 賃		げつがく えん 月額 38,000円	
こうねつすいひ 光熱水費		とうげつしょうじつせき たい 当月使用実績に対して、実費を翌月に精算・請求となり ます。	
にちようひんひ 日用品費		さんこう こうねつすいひやく えん にちようひんひ えん 参考：光熱水費約10,000円・日用品費約3,000円 ※共用部分 居室分を含みます。	
しょくざいりょうひ 食材料費		ちようしょくやく えん 朝食約250円 ちゆうしょくやく えん 昼食約350円 ゆうしょく やく えん 夕食約650円	とうげつしょうじつせき たい じっぴ 当月使用実績に対して、実費 よくげつ せいさん せいきゆう を翌月に精算・請求となりま す。
しゅうぜんひ 修繕費		ぜんねん どしゅうぜんじつせき たい ※ <sup>1</sup> 前年度修繕実績に対して、月割精算いたします。	つきわりせいさん
かざいほけんりょう ※ <sup>2</sup> 家財保険料		げつがく えん れいわ ねんどりょうりつさんてい 月額2,690円（令和5年度料率算定による） ねんかんほけんりょう とうぶんそうとうがく つきごと しはらい いただ 年間保険料12等分相当額を月毎にお支払い頂きます。	
りょう キャンセル料		しょくじ 食事のキャンセルは、早目にお問い合わせください。 ゆうしょく げつしゅう げつようび れんらく ねが 夕食のキャンセルは、前週の月曜日まで連絡をお願 いた きげん す ゆうしょくだいじっぴ えん い致します。期限が過ぎますと夕食代実費(650円)を ちょうだい 頂戴します。	

※<sup>1</sup>但し、修繕実績額により、次年度の月割負担額が10,000円を越える場合は、10,000円を限度額とし、残額は次々年度に繰越させていただきます。ご利用者の責めに帰する共有設備の破損等については、加入保険（AIG等）による賠償をお願いする場合があります。

※<sup>2</sup>家財保険料は、火災・風水害等による、グループホーム内の家具等への損害に備えご加入をおすすめしています。

この他、個別の事情により必要となる嗜好品等の実費については個人負担になります。

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額 その他の費用の 支払い方法につ いて</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
--	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3ヶ月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 共同生活援助計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「共同生活援助計画」を作成します。作成した「共同生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 共同生活援助計画の変更等

きょうどうせいかつえんじょけいかく りようしゃとう しんしん じょうきょう いこう へんか ひつよう おう  
 「共同生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者  
 の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記  
 の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	かんりしゃ きんの えみ こ 管理者 金野恵美子
-----------------------------------	-----------------------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
 ③ 苦情解決体制を整備しています。  
 ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」                  及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。                  ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。                  ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。                  ○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。                  ○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。                  ○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合</p>

は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。)

### 1.1 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
  - ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。
- 連絡先：電話番号072-286-2260 法人本部(対応可能時間：月～土9：00～16：30)

### 1.2 協力医療機関について(歯科診療を含む)

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	木村医院
医院長名	木村彰男
所在地	大阪府堺市中区大野芝町242-2
電話番号	072-237-5000
診療科	内科、循環器科、皮膚科、アレルギー科

### 1.3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。
------	--------------------------



相談・苦情処理のための会議を開催し、事実関係の確認、改善策の策定等を行います。

③ 会議の結果をもち、苦情申出人との話し合いによる解決を図ります。

④ 受付けた苦情及び対応の経過は全て苦情解決責任者に逐次報告します。

⑤ 苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。

苦情解決責任者は以下の業務を行います。

① 申出人との解決の際、必要に応じて第三者委員の助言及び立ち合いを求めることがあります。苦情申出人からの求めも可能です。

② 苦情申出人の報告要否についての希望を踏まえつつ、苦情解決結果について第三者委員へ報告し、必要な助言を受けます。

③ 苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人、第三者委員に対して、一定期間経過後報告します。

④ 「事業報告書」や「機関紙」等に実績を掲載し、公表します。(個人情報に関するものは除きます)

重大な事案と判断される場合、受付後すぐに堺市、援護の実施者等に受付内容を報告し、解決・改善までの経過と結果についても報告します。

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓 ほうじんほんぶじむきょく あお とり ない 法人本部事務局 (青い鳥 内)</p>	<p>しよ ざい じ おおさかふさかいしひがしく ひ きしやうにしまち 所在地 大阪府堺市東区日置荘西町 ちやう ばん ごう 8丁1番1号 でんわばんごう 電話番号 072-286-2260 ばんごう ファックス番号 072-286-2268 うけつけじかん 受付時間 午前9時～午後4時30分</p>
<p>しちやうそん まどぐち ) 【市町村の窓口】 かくくやくしよちいきふくしか 各区役所地域福祉課 じぎょうしよ つうじやう じぎょうじっしちいき ちいき 事業所の通常の事業実施地域の地域 ふくしか 福祉課</p>	<p>さかいしきたく しよざいち しんかなおかちやう 堺市北区 所在地 新金岡町5-1-4 でんわばんごう 電話番号 072-258-6771 ばんごう ファックス番号 072-258-6836 ひがしく しよざいち ひ きしやうはらでらまち 東区 所在地 日置荘原寺町195-1 でんわばんごう 電話番号 072-287-8112 ばんごう ファックス番号 072-287-8117 みはらく しよざいち くらやま 美原区 所在地 黒山167-1 でんわばんごう 電話番号 072-363-9316 ばんごう ファックス番号 072-362-0767</p>
<p>していけんしゃ まどぐち 【指定権者の窓口】 さかいし けんこうふくしきょく 堺市 健康福祉局 しょうがいふくしぶ しょうがいふくしきさーびすか 障害福祉部 障害福祉サービス課</p>	<p>しよ ざい じ おおさかふさかいしさいくみなみかわらまち ばん ごう 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 でんわばんごう 電話番号 072-228-7510 ばんごう ファックス番号 072-228-8918 うけつけじかん 受付時間 午前9時～午後5時</p>

<p>こうてきだんたい まどぐち  <b>【公的団体の窓口】</b>  おおさかふしやかいふくしきょうぎかい  <b>大阪府社会福祉協議会</b>  うんえいてきせいはいいんかい  <b>運営適正化委員会</b>  ふくし くじょうかいけついいんかい  <b>「福祉サービス苦情解決委員会」</b></p>	<p>しょざいじ おおさかしちゅうおうくたにまち  <b>所在地</b> 大阪市中央区谷町7-4-15  おおさかふしやかいふくしikaiかん2かい  <b>大阪府社会福祉会館2階</b>  でんわばんごう  <b>電話番号</b> 06-6191-3130  ばんごう  <b>ファックス番号</b> 06-6191-5660  うけつけじかん げつ きんようび しゆくじつ のぞ  <b>受付時間</b> 月～金曜日（祝日を除く）  ごぜんじ ごごじ  午前10時～午後4時</p>
---	---

## 16 心身の状況の把握

していきょうどうせいかつえんじょ ていきょう あ りようしゃ しんしん じょうきょう お かんきょう  
**指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、**  
た ほけんいりよう また ふくし りようじょうきょうとう はあく つと  
**他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。**

## 17 連絡調整に対する協力

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしゃ していきょうどうせいかつえんじょ りよう しちょうそんまた そうだんしえんじぎょうしゃ  
**共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業者が**  
おこな れんらくちようせい かぎ きょうりよく  
**行う連絡調整にできる限り協力します。**

## 18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

していきょうどうせいかつえんじょ ていきょう あたり しちょうそん た していしやう ふくし ぎょうしやおよ ほけん  
**指定共同生活援助の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健**  
いりよう ふくし ていきょうしゃ みつせつ れんけい つと  
**医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。**

## 19 サービス提供の記録

- ① 指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数（外部サービス利用型の場合）及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

## 20 指定共同生活援助サービス内容の見積もりについて

けいやく さい りようしゃ ないやう おう みつ けいやくしよべっし さくせい  
**契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり（契約書別紙）を作成します。**

## 21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

<p>かんせんしやうたいさく  <b>感染症対策</b></p>	<p>じぎょうしりようしゃ とう たしや かんせん しつべい  <b>事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であるこ</b>  いし しんだん ばあい いし かんちれんらく で じぎょうしよ  <b>とを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所</b>  りよう で き  <b>利用は出来ません。</b></p>
--------------------------------------	---

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう したが ごりよう 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。こ れに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくこ とがあります。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきになん かんり じこ 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己 管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びパッ クアップ事業所にて管理を致します。
きつ 喫 えん 煙	とう おおさかふけんこうぞうしんけいかく もとづき ぜんめんきんえんせんげんしせつ 当ホームは、大阪府健康増進計画に基づき、全面禁煙宣言施設に 登録していますので、喫煙はご遠慮ください。
しゅうきょうかつどう 宗教活動 せいじかつどう 政治活動 えいりかつどう 営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゆう た りようしゃ たい しゅうきょう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教 かつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 22 サービス提供開始可能年月日

ていきょうかいし かのう ねんがっぴ サービス提供開始が可能な年月日	ねん がつ にち 年 月 日
---------------------------------------	-------------------

## 23 重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ この重要事項説明書の説明年月日	ねん がつ にち 年 月 日
---------------------------------------	-------------------

じょうきないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほりつ もと  
上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基  
づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生  
労働省令171号）第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

じぎょうしゃ 事業者	しよざいち 所在地	さかいしひがしくひ きしやうにしまち ちよう ばん ごう 堺市東区日置荘西町8丁1番1号	
	ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人 ころの窓	
	だいひょうしゃめい 代表者名	りじちよう たなか けんご 理事長 田中 研吾	いん 印
	じぎょうしょめい 事業所名	ヴィラージュあゆみ	
	せつめいしゃしめい 説明者氏名		いん 印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う  
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしゃ 利用者	じゅう しょ 住所	
	しめい 氏名	いん 印

だい 代 り 理 にん 人	じゅう 住 しよ 所	
	し 氏 めい 名	いん 印